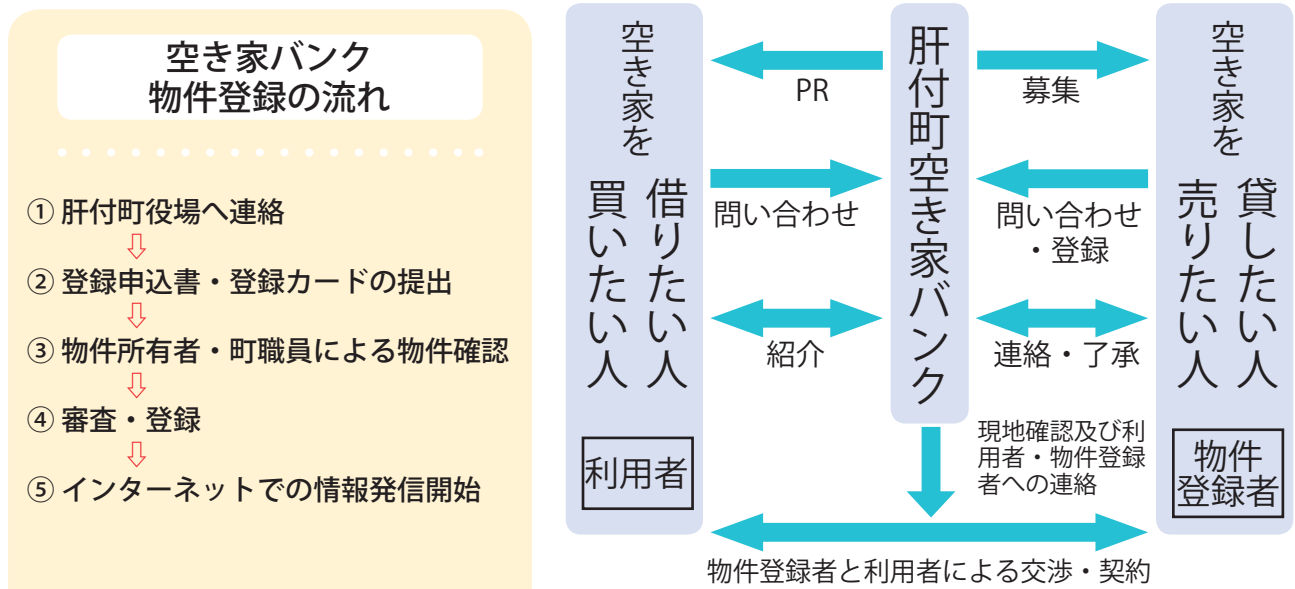


# あなたの住まなくなった家を登録しませんか？

住まなくなった家をお持ちの皆さん。もう一度、家を活用してみませんか。

空き家の情報発信を行い、肝付町への移住・定住を応援する空き家バンク制度では、町内にある空き家を募集しています。住まなくなった家をお持ちの人は、ぜひご連絡ください。「こんな古い家でも大丈夫？」など、まずは気軽にご相談ください。



※賃貸及び売買交渉について町では交渉及び契約等に関して仲介は行いません。申込者と物件登録者間で交渉を行ってください。

## 「町内空き家の家財道具処分」に補助金を交付します！

■ 目的：

- (1) 肝付町空き家バンク登録制度への「登録促進」
- (2) 肝付町への移住希望者に対する「円滑な移住推進」

■ 対象者：

- (1) 肝付町空き家バンク登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した所有者
  - (2) 肝付町空き家バンク登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した入居者
- ※ (2) は、町内・町外居住年数の要件があります。

■ 対象となる経費：上記物件の残存する家財道具等の処分・抛出に要する経費

■ 補助金の額：対象経費の 1/2 (10 万円を上限)

■ 申請に関する注意：この補助金は事前（処分を行う前）に申請が必要です。



■ 手続き・問合せ先：町役場企画調整課 ☎ 0994(65)8422